

育児・介護休業の規定を見直しませんか？

平成22年6月30日から改正育児・介護休業法が施行されています。

- ① 3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の措置の義務化、所定外労働の免除の制度化
- ② 子の看護休暇の拡充
- ③ 男性の育児休業取得促進策(パパ・ママ育休プラス等)
- ④ 介護休暇の創設

※①・④について、従業員100人以下の企業は平成24年7月1日から施行されます。

当協会では育児・介護休業の改定文章のサンプルを無料提供しております。

この機会に見直しませんか？